

オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるポジティブリスト（案）

<ポジティブリスト No.0003(仮) >

0003. 植林活動による CO2 吸収量の増大											
プロジェクト概要	植林を実施することにより、対象となる森林において CO2 吸収量が増大するプロジェクトであり、以下の適格性基準 1～3 を全て満たすもの。										
適格性基準	<p>▶ 条件 1： プロジェクト実施地が 2008 年 3 月 31 日時点で森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林（森林計画対象森林）でなく、かつ以下の森林の定義を満たしていないこと。</p> <p style="text-align: center;">表 1 我が国の森林の定義</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>定義</th> <th>閾値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小森林面積</td> <td>0.3ha</td> </tr> <tr> <td>最小樹冠被覆率</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>最低樹高</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>最小の森林幅</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table>	定義	閾値	最小森林面積	0.3ha	最小樹冠被覆率	30%	最低樹高	5m	最小の森林幅	20m
	定義	閾値									
	最小森林面積	0.3ha									
	最小樹冠被覆率	30%									
最低樹高	5m										
最小の森林幅	20m										
<p>条件 2： プロジェクト実施地において行われる施業が、植林であること。</p>											
<p>条件 3： プロジェクトにより、プロジェクト実施地が森林計画対象森林に含まれるよう必要な措置がとられていること、又は当該プロジェクトにより既に森林計画対象森林とされていること。</p>											
補足	プロジェクト実施に当たっては別紙「ポジティブリスト No. 0003 に関する特記事項」を参照すること。										

<適格性基準の説明>

条件 1： 対象森林

<2008 年 3 月 31 日において京都議定書に定める森林でない>

植林については、単位面積あたりの炭素ストックの小さい土地において実施されることで（たとえば、農地や宅地から森林への土地利用変化）、CO2 吸収量が増加する。このため、植林前の土地利用状況は重要となる。元々は森林として利用されていた土地が、農地に転用された後に森林へ再転用されるなどのケースも想定されるため、ここでは植林前の土地利用状況として、2008 年 3 月 31 日において森林でなかった土地を対象とした。

なお、この条件を満たしていることを証明する代表的な方法としては、以下の方法がある。

- ▶ 対象地の過去の土地利用状況が確認できる空中写真又は確認可能な衛星イメージ

- 地図等の過去の土地利用状況が証明できる土地被覆情報
- 地上調査結果（土地利用・土地被覆に関する情報、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等）

＜2008年4月1日に森林法第5条又は第7条の2に定める森林でない＞

別途作成しているポジティブリスト No.0002-1「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」及び No.0002-2「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」の対象森林との重複を避けるため、2008年4月1日時点で森林法第5条又は第7条の2に定める森林でないことを条件とした。

条件2：対象となる施業

＜植林を対象＞

植林を対象とする。

条件3：持続可能な森林経営

＜森林法第5条及び第7条の2に定める森林に含まれるための措置＞

植林によるCO₂吸収量の増加は、植林後に森林が持続的に管理されることで達成される。したがって、植林対象地が持続的な森林経営下にあることを証明するため、森林計画の対象に含まれることを条件とした。

(別紙)

ポジティブリスト No. 0003 に関する特記事項

当該プロジェクトにより発行される J-VER は、森林に吸収された炭素ストック量の永続性を担保する必要があるため、上記の適格性基準条件 3. 以外に以下の対処方法をとることとする。

自然攪乱等の影響への対処

- ・ 森林火災、台風被害、病虫害等の自然攪乱による影響に対処するため、発行されるクレジットのうち一定量を環境省（気候変動対策認証センター）の口座にバッファードとして確保し、自然攪乱により失われた吸収量に対して予め確保しておいたバッファード分から補填することとする。

土地転用・主伐への対処

- ・ クレジット発行対象期間内にはプロジェクト対象森林において転用を行わないことが条件であり、クレジット発行対象期間後も含め、転用を行った場合には、同程度の炭素ストック量が期待できる施業を同林分又は他の林分において行うことを環境省（気候変動対策認証センター）に対して誓約することを条件とする。

クレジット発行対象期間後の植林放棄等への対処

- ・ クレジット発行対象期間後の伐採跡地における植林放棄など、炭素ストックが減少することを防止するため、環境省（気候変動対策認証センター）は、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開するとともに、クレジット発行対象期間後炭素ストック量が明らかに維持されていないことが判明した場合には、クレジット補填のための必要な措置を講じる。また、森林施業計画の認定取消等や森林認証の取消・非継続に伴いクレジット発行が取り消された際にも、同様の措置をとる。